

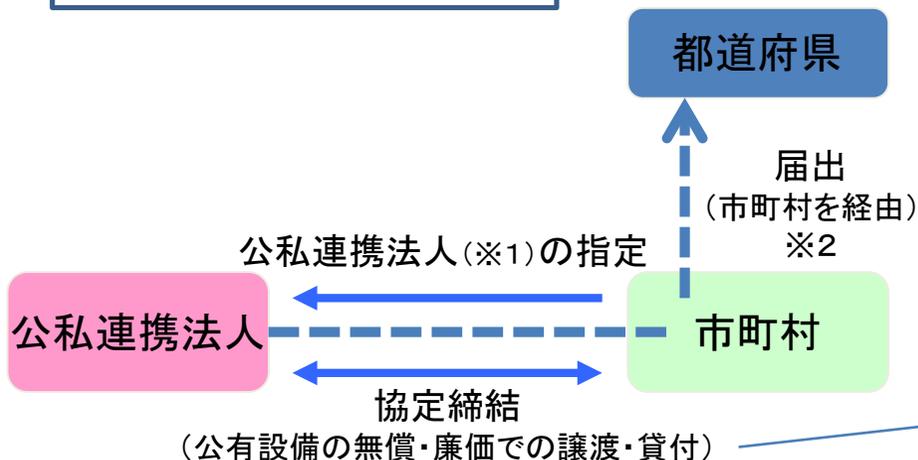
# 公私連携幼保連携型認定こども園、公私連携 保育所型認定こども園及び公私連携型保育所 の取扱いについて

平成27年3月10日

# 基本的な考え方について

- 市町村は、待機児童対策などのために保育の受け皿の整備を進める中でも、提供される教育・保育の機能に関与しつつ、子ども・子育て支援のための地域における中核的な施設としての機能を有する、より高度な施設の整備も志向している。
- そのような施設の誘致に当たっては、民間法人に設置のインセンティブを付与しつつ、一方で、相手先の選定に関する公正な手続や運営に関する市民・第三者・市町村によるチェックを機能させることが必要。
- このため、民設民営でありつつも市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度として構築したものの。

## 公私連携施設のスキーム



※1 対象法人は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人といった多様な法人から選定が可能(ただし、公私連携幼保連携型認定こども園については、学校法人又は社会福祉法人に限定。)

※2 指定都市・中核市が指定する公私連携法人の場合、都道府県への届出は不要であり、当該指定都市・中核市への届出となる。

### <協定締結事項>

- ① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園(公私連携型保育所)の名称及び所在地
- ② 公私連携幼保連携型認定こども園(公私連携型保育所)における教育・保育・子育て支援事業(保育・子育て支援事業)に関する基本的事項
- ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園(公私連携型保育所)の設置及び運営に関し必要な事項

## 1 対象となる施設類型

公私連携施設の対象となっている施設類型は法律上明記されている「幼保連携型認定こども園」「保育所型認定こども園」「保育所」に限られており、その他の施設・事業類型においては認められていない。

- 公私連携幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条）
- 公私連携保育所型認定こども園（認定こども園法第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8）
- 公私連携型保育所（児童福祉法第56条の8）

## 2 法人の指定

- 公私連携施設について、当該施設の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人であると認められるものを、その申請により、市町村が指定することができることとされている。

その場合の法人の選定方法については、法律上特段の規定はなく、公正な手続の上、選定することとする。なお、対象となる法人については、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人といった多様な法人から選定が可能。

※ 公私連携幼保連携型認定こども園については、学校法人又は社会福祉法人に限定されている（認定こども園法第34条第1項）。

- その際、当該施設の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであるか否かについては、認定こども園法第13条第1項又は児童福祉法第45条第1項の条例で定める基準に適合した幼保連携型認定こども園又は保育所を設置し、適切に運営できるかどうかを確認する必要がある。市町村においては、当該法人が設置しようとする施設が認定こども園法第13条第1項又は児童福祉法第45条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、認定こども園法第17条第2項又は児童福祉法第35条第5項に掲げられる基準によって審査を行うことが必要であること。

また、審査に当たっては、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月28日府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）及び「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年雇児発第0524002号・社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）等の関係通知に準じた取扱いとすること。

## 3 協定の締結

- 公私連携幼保連携型認定こども園等(公私連携幼保連携型認定こども園、公私連携保育所型認定こども園、公私連携型保育所のことをいう。)については、市町村と法人が協定を締結し、公私連携幼保連携型認定こども園等において提供すべき教育・保育・子育て支援事業又は保育・子育て支援事業の内容について確実に担保することとされている(認定こども園法第34条第2項、児童福祉法第56条の8第2項)。

当該協定に定めるべき事項としては、次の事項が法律上定められている。

- ① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園(公私連携型保育所)の名称及び所在地
  - ② 公私連携幼保連携型認定こども園(公私連携型保育所)における教育・保育・子育て支援事業(保育・子育て支援事業)に関する基本的事項
  - ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
  - ④ 協定の有効期間
  - ⑤ 協定に違反した場合の措置
  - ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園(公私連携型保育所)の設置及び運営に関し必要な事項
- ※公私連携型保育所が認定を受けた場合、公私連携保育所型認定こども園となる。

- 公私連携施設に係る施設型給付費については、子ども・子育て支援法上、地方公共団体以外の者が設置する私立の施設として算定・支給される。その上で、例えば、他の公立施設と共通の特色ある教育・保育内容や小学校連携等の実施(上記②)、公立施設に期待されている役割に応じた職員配置(上記⑥)等を行うための対応を協定に盛り込むことが考えられる。
- また、市民・第三者による定期的なチェック、市町村に対する定期的な報告についても協定に定め、業務の透明性、客観性を担保することなどを協定の内容として締結することも可能。
- なお、協定に基づき教育・保育・子育て支援事業が適切に提供されているかについては市町村による指導監督ができることとされており、違反が発覚した場合の是正勧告、指定取消をすることができる(認定こども園法第34条第7項～第11項、児童福祉法第56条の8第7項～第11項)。

## 4 公有設備の無償又は廉価での貸付け・譲渡

- 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項については協定により定められることとなっており、当該協定に基づき、必要に応じて公有設備の無償又は廉価での貸付け・譲渡を可能とし、効率的な施設の整備・参入促進を可能としている（認定こども園法第34条第4項、児童福祉法第56条の8第4項）。

この設備の無償又は廉価での貸付け・譲渡については、認定こども園法第34条第5項又は児童福祉法第56条の8第4項において、地方自治法第96条及び第237条から第238条の5までの規定の適用を妨げないとされていることから、これらの規定が適用され、議会の議決を省略すること等はできないことに留意が必要。

## 5 設置の届出

- 公私連携幼保連携型認定こども園及び公私連携型保育所は、都道府県知事等の認可に代わり、市町村を經由した上で都道府県知事等に届け出ることにより、設置することができることとされている（認定こども園法第34条第3項、児童福祉法第56条の8第3項）。

※指定都市・中核市が指定する公私連携法人の場合、都道府県への届出は不要であり、当該指定都市・中核市への届出となる。

この場合の届出事項については、私立施設の認可申請の際の取扱いを踏まえ、公私連携幼保連携型認定こども園の場合は認定こども園法施行規則第15条第1項各号に掲げる事項、公私連携型保育所の場合は児童福祉法施行規則第37条に掲げる事項となる。

### (参考)

#### <公私連携幼保連携型認定こども園>

- ① 当該施設の目的
- ② 当該施設の名称
- ③ 当該施設の所在地
- ④ 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ⑤ 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(園則)
- ⑥ 経費の見積もり及び維持方法
- ⑦ 開設の時期
- ⑧ 認定こども園法第13条第1項の条例で定める要件に適合していることを証する書類

#### <公私連携型保育所>

- ① 当該施設の名称、種類及び位置
- ② 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ③ 運営の方法
- ④ 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
- ⑤ 収支予算書
- ⑥ 事業開始の予定年月日
- ⑦ 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- ⑧ 法人格を有することを証する書類
- ⑨ 法人又は団体における定款、寄附行為その他の規約

## 参照条文(児童福祉法①)

### ○児童福祉法(昭和22年法律第164号) ……保育所

第五十六条の八 市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業(以下この条において「保育等」という。)を行う保育所をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(法人に限る。)を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携保育法人」という。)として指定することができる。

- ② 市町村長は、前項の規定による指定(第十一項において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において単に「協定」という。)を締結しなければならない。
  - 一 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
  - 二 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項
  - 三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
  - 四 協定の有効期間
  - 五 協定に違反した場合の措置
  - 六 その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項
- ③ 公私連携保育法人は、第三十五条第四項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携型保育所を設置することができる。
- ④ 市町村長は、公私連携保育法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携保育法人が協定に基づき公私連携型保育所における保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携保育法人に対し、当該設備を無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。
- ⑤ 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。
- ⑥ 公私連携保育法人は、第三十五条第十二項の規定による廃止又は休止の承認の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に関し意見を付することができる。
- ⑦ 市町村長は、公私連携型保育所の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、公私連携保育法人若しくは公私連携型保育所の長に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- ⑧ 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

## 参照条文(児童福祉法②)

○児童福祉法(昭和22年法律第164号) (続き)

### 第五十六条の八

- ⑨ 第七項の規定により、公私連携保育法人若しくは公私連携型保育所の長に対し報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは公私連携型保育所に立入検査をさせた市町村長は、当該公私連携型保育所につき、第四十六条第三項又は第四項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
- ⑩ 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従つて保育等を行つていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従つて保育等を行うことを勧告することができる。
- ⑪ 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。
- ⑫ 公私連携保育法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携型保育所について、第三十五条第十二項の規定による廃止の承認を都道府県知事に申請しなければならない。
- ⑬ 公私連携保育法人は、前項の規定による廃止の承認の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に保育等を受けていた者であつて、当該廃止の日以後においても引き続き当該保育等に相当する保育等の提供を希望する者に対し、必要な保育等が継続的に提供されるよう、他の保育所及び認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

## 参照条文(認定こども園法①)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)

(児童福祉法の特例) ……**公私連携保育所型認定こども園**

**第三十三条** 第三条第一項の認定を受けた公私連携型保育所(児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する公私連携型保育所をいう。)に係る同法第五十六条の八の規定の適用については、同条第一項中「保育及び」とあるのは、「保育(満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことを含む。)及び」とする。

(公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例) ……**公私連携幼保連携型認定こども園**

**第三十四条** 市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(学校法人又は社会福祉法人に限る。)を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携法人」という。)として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定(第十一項及び第十四項において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において単に「協定」という。)を締結しなければならない。

- 一 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- 二 公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- 三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- 四 協定の有効期間
- 五 協定に違反した場合の措置
- 六 その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

3 公私連携法人は、第十七条第一項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携幼保連携型認定こども園を設置することができる。

4 市町村長は、公私連携法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携法人が協定に基づき公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携法人に対し、当該設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

## 参照条文(認定こども園法②)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(続き)

### 第三十四条

- 5 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。
- 6 公私連携法人は、第十七条第一項の規定による廃止等の認可の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に関し意見を付することができる。
- 7 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を適切にさせるため必要があると認めるときは、公私連携法人若しくは園長に対して必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 8 第十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 9 第七項の規定により、公私連携法人若しくは園長に対し報告を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは公私連携幼保連携型認定こども園に立入検査をさせた市町村長(指定都市等の長を除く。)は、当該公私連携幼保連携型認定こども園につき、第二十条又は第二十一条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
- 10 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。
- 11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。
- 12 公私連携法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携幼保連携型認定こども園について、第十七条第一項の規定による廃止の認可を都道府県知事に申請しなければならない。
- 13 公私連携法人は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
- 14 指定都市等の長が指定を行う公私連携法人に対する第三項の規定の適用については、同項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは、「指定都市等の長」とし、第六項の規定は、適用しない。